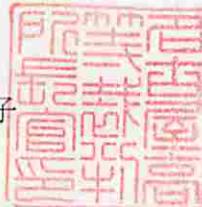


名高裁總第 379 号

令和元年 5 月 7 日

山 中 理 司 様

名古屋高等裁判所長官 綿 引 万里子



司法行政文書不開示通知書

平成 31 年 4 月 2 日付け（同月 4 日受付）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示しないこととしましたので通知します。

記

1 開示しないこととした司法行政文書の名称等

名古屋高裁が、名古屋家裁から取得した、柳本つとむ裁判官の勤務時間外の行為を調査した文書

2 開示しないこととした理由

1 の文書の存否を答えることは、不開示情報である個人識別情報（行政機関情報公開法第 5 条第 1 号に相当）及び公にすると人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある情報（同条第 6 号ニに相当）を開示することとなるので、その文書の存否を答えることはできない。

（担当） 総務課 電話 052（203）0198